

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年3月18日県営集落
基盤整備事業綾歌中部地区（ほ場整備事業）いもじ原地区の換地処分をした。

平成25年3月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫